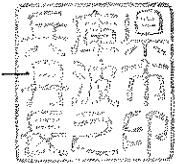


農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 7 月 30 日

丹波市長 谷口 進



実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
丹波市	春日町山田	平成 28 年 10 月	令和 2 年 6 月

1. 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	31.3 ha
②アンケート調査に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.2 ha
③地区内における 75 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1 ha
(備考) 担い手の分散錯闇のため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間機構に貸し付ける	アンケート回答割合 (②)/(①) 70.9 %

2. 対象地区的課題

地元若者の新規就農、他地域からの就農者が増えている反面、既存農家は徐々に減少している

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体が規模拡大を進められるよう、施策を講じる

地元の個別経営体の規模拡大のため、地域を挙げて取組む

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標となる所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

（参考）中心経営体

属性	中心経営体	11 経営体
----	-------	--------

4. 3 の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中心経営体が円滑に規模拡大を進められるよう、畦畔管理は出し手が行い、水管理は農会が要望に対し柔軟に対応する